

お客様各位

東浴信用組合

民法改正を踏まえた預金規定類の改定について

当組合は、2020年4月1日に施行される民法改正をふまえ、預金規定類を下記のとおり2020年4月1日より改定します。なお、改定後の規定は本規定前よりお取引されているお客さまにも適用させていただきます。

1. 今回改定する主な預金規定類

当座勘定規定、普通預金規定、貯蓄預金規定、納税準備預金規定、通知預金規定、定期預金規定、定期積金規定、休眠預金規定、キャッシュカード規定、振込規定等

2. 主な改定事項

- 1) 成年後見人ご本人について補助・補佐・後見が開始されて場合の取扱の明確化
- 2) 各種規定変更時の周知方法についての変更
- 3) 定期預金について、期日前解約の取扱について明確化

1) 成年後見人ご本人について補助・補佐・後見が開始されて場合の取扱の明確化

預金取引共通規定における預金者の後見人等の後見等の開始の際の届出に関する改定例

改定前	改定後
<p>第〇条（成年後見人等の届出）</p> <p>1. 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。</p>	<p>第〇条（成年後見人等の届出）</p> <p>1. 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。<u>預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。</u></p>

2) 各種規定変更時の周知方法についての変更

定型約款における約款変更条項の例

改定前	改定後
<p>新規追加</p>	<p>第〇条（規定の変更）</p> <p>（1）この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</p> <p>（2）前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p>

3) 定期預金について、期日前解約の取扱について明確化
定期預金規定における中途解約制限条項に関する改定例

改定前	改定後
<p>4. (利息)</p> <p>(1)(2) 略</p> <p>(3)</p> <p>当組合がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>(略)</p>	<p>4. (利息)</p> <p>(1)(2) 略</p> <p>(3)</p> <p><u>この預金を第5条1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</u></p> <p>(略)</p>
<p>5. (預金の解約、書換継続)</p> <p>(新設)</p> <p>この預金を解約または書替継続するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに当店に提出してください。ただし、元金に利息を加えて書替継続するときは、この通帳のみでも取扱います。この場合、届出の印鑑を引続き使用します。</p>	<p>5. (預金の解約、書換継続)</p> <p>(1) <u>この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。</u></p> <p>(2) この預金を解約または書替継続するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに当店に提出してください。ただし、元金に利息を加えて書替継続するときは、この通帳のみでも取扱います。この場合、届出の印鑑を引続き使用します。</p>

※ 期日指定定期預金規定ひな型(通帳式)

以上